

天皇盃 第33回全国車いす駅伝競走大会実施要綱

1 目 的

この大会は、全国の身体障害者が車いすによる駅伝競走大会を通じて、障害者の社会参加の高揚と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する理解と認識を深めることを目的とする。

2 名 称

天皇盃 第33回全国車いす駅伝競走大会

3 主 催

全国車いす駅伝競走大会実行委員会

京都府、京都市、公益財団法人日本パラスポーツ協会、一般社団法人京都府身体障害者団体連合会、公益社団法人京都市身体障害者団体連合会、社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、公益財団法人京都府スポーツ協会、一般社団法人京都障害者スポーツ振興会、ユース21京都、京都新聞、公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

4 運 営 協 力

一般財団法人京都陸上競技協会

5 後 援(予定)

スポーツ庁、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟、京都府教育委員会、京都市教育委員会、京都府市長会、京都府町村会、公益財団法人京都市障害者スポーツ協会、朝日新聞京都総局、毎日新聞京都支局、読売新聞京都総局、産経新聞社京都総局、日本経済新聞社京都支社、共同通信社京都支局、時事通信社京都総局、日本工業新聞社、日刊工業新聞社、NHK京都放送局、KBS 京都、エフエム京都

6 特別協賛

オムロン株式会社

7 協 賛

地元企業・団体

8 協 力

京都府警察、一般社団法人京都府医師会、日本赤十字社京都府支部、日本ボーイスカウト京都連盟、一般社団法人ガールスカウト京都府連盟、その他関係団体

9 開催期日・会場

(1) 開 催 日

令和4年3月13日(日) 午前11時30分スタート

(2) コ ー ス

国立京都国際会館前を出発、たけびしスタジアム京都(京都市西京極総合運動公園陸上競技場)を決勝とする全国車いす駅伝コース

10 参加資格

選手については、次のいずれかに該当する満13歳以上（令和4年3月13日現在）の者で、主催者が認定した者とする。ただし、イに該当する選手は、1チームあたり2名までとし、当該選手は区間賞の対象外とする。

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた車いす使用者
- イ 上記ア以外の者

11 チーム

- (1) チームの編成は、各都道府県で2チーム以内とする。ただし、政令指定都市のある道府県は、その都市数を加えた数まで編成することができる。
- (2) 各都道府県でチーム編成ができない場合、同一地域ブロックでチーム編成することを認める。（選手人数が不足等の理由の場合）
- (3) 1チームの編成は、監督1名、コーチ2名、選手7名、計10名以内とする。
- (4) チームは、同一都道府県内に在住、在勤又は在学する者で編成する。ただし、出身中・高等学校所在地、又は3年以上在住・在勤していた都道府県から出場することができる。
- (5) 監督又はコーチが選手を兼ねる場合は、選手名簿にも登録されていなければ選手として出場できない。この場合、選手の人員は選手を兼ねる監督又はコーチを含めて7名以内とする。なお、選手の編成は、男女を問わない。

12 競技規則

- (1) 本大会は、2021年度一般社団法人日本パラ陸上競技連盟競技規則並びに本大会規定による。
- (2) 競走には、一切伴走は認めない。
- (3) 選手はヘルメットを着用すること。
- (4) 選手は、主催者が交付したナンバーカードを使用すること。
- (5) オーダーは、監督会議受付前（15:00～15:30）に提出すること。なお、監督会議終了後から大会当日午前8時30分までの間に負傷、疾病等により選手変更せざるを得なくなった場合は、オフィシャルドクターがホテルで待機しているのので、その医師の診断書を添えて大会総務に申し出て、補欠をその区間の交代として補充することができる。
- (6) 中継所において、競技運営上繰上げ出発することがある。
- (7) 中継所より進行方向40mのところを黄線を引き中継区域とし、この中で中継を行わなければならない。
- (8) 中継は、中継区域内で次の走者の身体（車いすも身体の一部）に触れることで完了する。

13 区間及び距離

5区間 21.3km

第1区 6.4km（国際会館→京都大学前）

第2区 2.8km（京都大学前→烏丸下立売）

第3区 2.4km（烏丸下立売→烏丸紫明）

第4区 5.7km（烏丸紫明→西大路御池）

第5区 4.0km（西大路御池→たけびしスタジアム京都）

14 表彰

表彰は、チーム表彰及び区間賞表彰とする。

- (1) 優勝チームに天皇盃及び賞状とカップを授与する。
- (2) 2位及び3位のチームに賞状とカップを授与する。
- (3) 優勝、2位及び3位のチームの選手にメダルを授与する。
- (4) 4位から8位までのチームに賞状を授与する。
- (5) 区間1位の者に区間賞を授与する。

15 開会式

- (1) 日時 令和4年3月12日(土) 17時30分～18時15分 (30分前までに指定された場所に集合のこと)
- (2) 場所 ザ・プリンス 京都宝ヶ池 (京都市左京区宝ヶ池)

16 閉会式

- (1) 日時 令和4年3月13日(日) 14時00分～14時25分
- (2) 場所 京都市体育館

17 監督会議

- (1) 日時 令和4年3月12日(土) 16時～17時
- (2) 場所 ザ・プリンス 京都宝ヶ池

18 コース下見

- (1) 日時 令和4年3月12日(土) 14時～16時
- (2) 集合場所 ザ・プリンス 京都宝ヶ池 ロビー (移動はバスにより行う)

19 競技に関わる事故及び健康管理

- (1) 主催者は、競技に関わる事故等については応急の処置を除き一切責任を負わない。
- (2) 参加選手は、事前に各自で健康診断(心電図、胸部X線写真、血圧、血液検査、尿検査等)を受け、健康状態を確認しておくこと。
- (3) 選手メディカル用紙と誓約書に各自必要事項を記入し、申込用紙と一緒に送付すること。
- (4) 大会前日、選手は「セルフチェック」を必ず行い、監督はチームの所属選手について「セルフチェック」結果に基づき医師の診察の要否を判断すること(医師の診察は12時30分から15時まで)。監督は、医師の診察結果を考慮し、所属選手の出場可否を決定すること。
- (5) 来会2週間前から「体調管理チェックシート」を記入し、発熱や倦怠感などの新型コロナウイルス感染症を疑う症状がないことを確認すること。
- (6) 参加受付時や着替え時、人と会話をする際にはマスクを着用し、こまめな手洗いアルコールによる手指の消毒をすること。
- (7) 大きな声で会話をしたり、大声で応援などをしないこと。
- (8) 大会当日、体調の悪い選手は出場を取り止めること。
- (9) 新型コロナウイルスの感染症予防のために主催者が定めた措置を遵守するとともに、主催者の指示に従うこと。

20 参加申込

(1) 申込書

申込書の用紙は、全国車いす駅伝競走大会実行委員会が定めるものとする。

(2) 申込期限

令和4年1月20日（木）（必着）

(3) 申込先

参加申込書は、下記に送付すること。

〒606-8106 京都市左京区高野玉岡町5 京都市障害者スポーツセンター気付
一般社団法人京都障害者スポーツ振興会内
全国車いす駅伝競走大会実行委員会事務局
(電話075-712-6006 FAX075-712-7030)

(4) 申込後の変更

何らかの事由で選手変更する場合は、大会事務局へ変更届を提出すること。

21 参加料

(1) チーム参加料 1チーム5,000円

(2) 監督・コーチ・選手参加料 各1人につき5,000円

22 宿 舎

参加選手及び役員の宿舎は、大会実行委員会において斡旋する。なお、輸送等の関係から実行委員会で配宿するホテル以外の宿舎等への宿泊はできませんので、予めご了承ください。

23 個人情報の取り扱い

主催者及び大会事務局は、個人情報保護に関する法令を遵守する。取得した選手の個人情報は、本人の同意を得て、参加資格の審査、プログラム編成、大会ポスター・チラシの作成、報道機関からの問い合わせに対する回答、広報活動及び記録発表並びにその他大会運営に必要な用途に利用する。また、大会期間中の肖像権については主催者に属することとする。大会広報又は障害者スポーツの振興に有益と認められる場合、大会期間中に撮影された写真、動画等主催者の判断において使用する場合がある。

24 オープン参加について

満13歳以上の障害のない者を3名以上含むチームの参加を認める場合がある。参加の場合は、本実施要綱における規定に従うこととする。ただし、必要経費については実費負担とし、表彰の対象外とする。

25 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 日本パラスポーツ協会、日本パラ陸上競技連盟等の感染拡大予防ガイドライン及び京都府感染症対策に関する今後の取組等に準拠し大会を実施する。

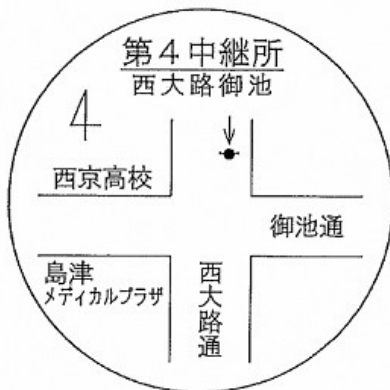
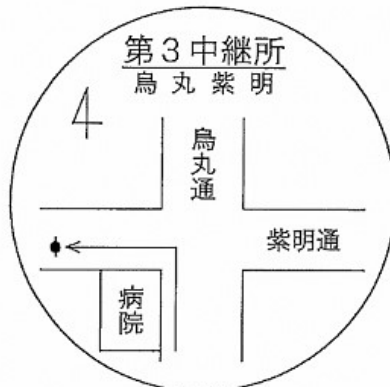
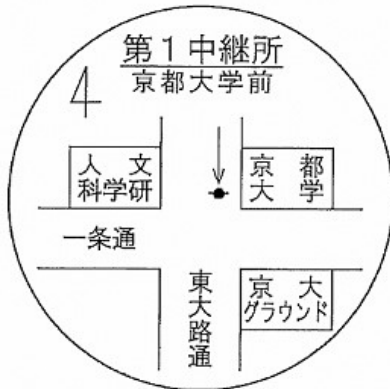
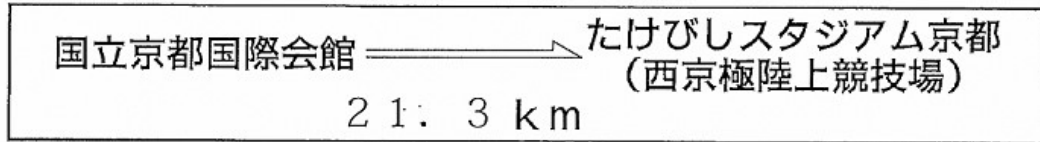
(2) 全て参加する者は、別紙「天皇盃第33回全国車いす駅伝競走大会新型コロナウイルス感染拡大予防対策」を遵守し行動するものとする。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大予防目的で提出いただいた個人情報は、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、来場可否の判断および必要なお連絡のためにのみ利用します。また、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除きご本人の同意を得ずに第三者に提供いたしません。但し、本大会にて感染症患者またはその疑いのある方が発見された場合に必要な範囲で保健所等に提供することがあります。

26 そ の 他

- (1) 傷害保険の加入については、主催者において行う。
- (2) 参加者は大会当日、「健康保険証（写しでも可）」を持参すること。
- (3) 雨天時においても、原則として競技を実施する。
- (4) 記録の発表は、競技本部から発表する。
- (5) 補欠選手（希望者のみ）による1, 500m 競走記録会を実施する。
- (6) 今後の新型コロナウイルス感染拡大状況等を踏まえ、内容の変更や中止する場合がある。

天皇盃 第33回全国車いす駅伝競走大会 コース図

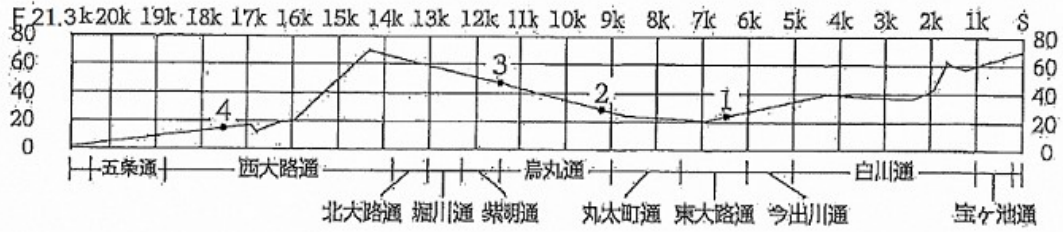


区間及び距離

5区間 21.3 km

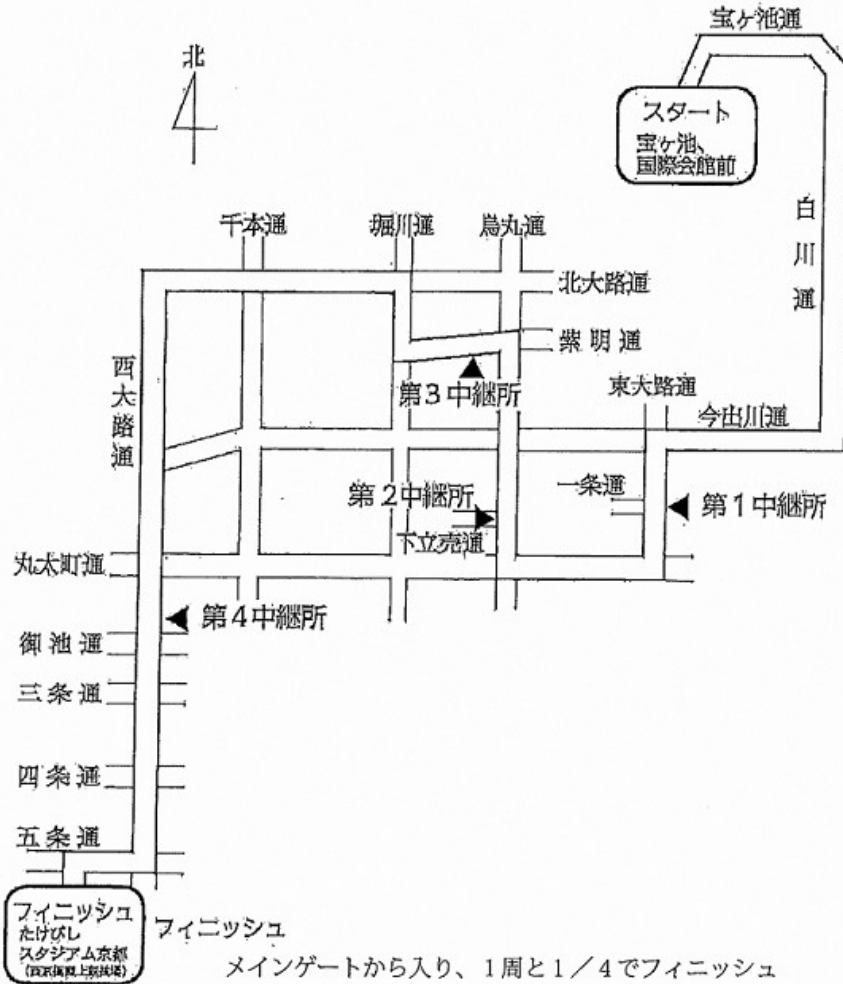
- 第1区 6.4 km (国際会館→京都大学前)
- 第2区 2.8 km (京都大学前→烏丸下立売)
- 第3区 2.4 km (烏丸下立売→烏丸紫明)
- 第4区 5.7 km (烏丸紫明→西大路御池)
- 第5区 4.0 km (西大路御池→たけびしスタジアム京都
(西京極陸上競技場))

コース高低図



スタート

国際会館専用道路（両側車線を使って）からスタートし、宝ヶ池通を右折する際には片側車線（左側車線）のみ使用



(別紙)

天皇盃第33回全国車いす駅伝競走大会新型コロナウイルス感染拡大予防対策

(1) 参加について

感染拡大の防止のため次の事項について遵守してください。遵守できない場合は、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあります。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（イベント当日に確認を行う。）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離を（できるだけ2m（最低1m）を目安に）確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑦ その他、感染防止のために主催者が講じる措置や主催者の指示に従うこと。

(2) 体調の確認

来会2週間前から記入した「体調管理チェックシート」〈大会前/提出用〉を、来会時及び大会当日に、参加チームから提出をお願いします。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）
- ② 来会時及び大会当日の体温
- ③ 来会前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 頭がいたい、鼻水、鼻づまりがある（アレルギーを除く）
 - ウ 咳（せき）がでる、痰（たん）がでたりからむ、のどの痛みがあるなど
 - エ だるさ（倦怠（けんたい）感）がある、息苦しさ（呼吸困難）がある
 - オ 嗅覚や味覚の異常

カ 体が重く感じる、疲れやすい等

キ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

ク 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ケ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※「体調管理チェックシート」〈大会後/自己管理用〉は、大会終了後 2 週間以内に、本大会に参加した者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合に、主催者に対して提出をいただきます。

(3) マスク等の準備

運動や競技中のマスクの着用は参加者の判断によるもの(※)とするが、受付、着替え、表彰式等の運動を行っていない間、特に会話する時には、マスクを着用してください。

(※) マスク(特に外気を取り込みにくい N95 などのマスク)を着用して運動や競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があり、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなります。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外したり休憩を取る等無理をしないようにしてください。

(4) 大会参加前後の留意事項

参加チームは、大会前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分配慮願います。

(5) 運動・競技を行う際の留意点

以下の事項について遵守してください。

① 十分な距離の確保

運動・競技の種類に関わらず、運動・競技をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも 2m の距離を空けること。

② 位置取り

前のランナーの呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・競技中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと。